公　示　日　：2022 年 6 月 29 日(水)
調達管理番号：　22a00278
国　　名　　：マレーシア
担当部署：地球環境部環境管理グループ第一チーム
調達件名：マレーシア国強化された透明性枠組み下での国連気候変動枠組条約（UNFCCC）国家報告書作成のための能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1.　担当業務、格付等

（１）　担当業務：評価分析
（２）　格　　付　　：3 号～4 号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2022 年 8 月上旬から 2022 年 9 月下旬
（２）　業務人月：現地　0.47、国内　0.50、合計　0.97
（３）　業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	14 日	5 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見積書提出部数　：1 部
（３）　提　出　期　限　：　2022 年 7 月 13 日(水)（12 時まで）
（４）　提　出　方　法　：電子データのみ
➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2022 年 7 月 27 日(水) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	東南アジア・大洋州／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：マレーシア入国時に隔離期間無しに現地業務を行うために、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種を終えている必要があります。

6. 業務の背景

マレーシア国は、2016 年に国別目標（Nationally Determined Contributions; NDC）、2021 年に NDC の更新版を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局へ提出しており、NDC において 2030 年までに GDP あたり温室効果ガス（GHG）排出量を 2005 年比 45%削減（この 45%のうち 10%は国際的支援を受ける場合）することを目標として掲げている。

2015 年に採択されたパリ協定では、先進国・途上国ともに排出削減の努力をし、世界全体で排出削減に向けた取り組みを行っていくことが規定された。このパリ協定の実効性を高めるため、各国の取り組みの進捗状況に係る情報等を定期的に UNFCCC 事務局へ報告し国際的に審査することとなっており（パリ協定

第 13 条)、これを強化された透明性枠組み(Enhanced Transparency Framework; ETF)と呼ぶ。UNFCCC 締約国は、NDC の進捗状況の捕捉に必要な情報と GHG インベントリを含む隔年透明性報告(Biennial Transparency Report; BTR)を 2 年毎に提出し、2025 年以降は 5 年毎に NDC を更新・提出することが義務付けられている。

マレーシア環境水省(KASA)は、UNFCCC の国家フォーカルポイントであり、マレーシア国の NDC および GHG インベントリを所掌している。KASA は、気候変動部門の機能を強化するため、KASA のもとに国家気候変動センターを設置することを目指している。この機能強化の一環として、GHG インベントリの担当ユニットである GHG インベントリ・レポーティングユニットを GHG インベントリ管理システムオフィス(GHG Inventory Management System Office; GHG-IMSO)に改編し、GHG インベントリ策定に係るデータ収集、品質管理・保証、データ管理・分析等のプロセスの改善・能力強化、体制の強化を目指している。このような背景のもと、マレーシア国政府は、UNFCCC のもとの透明性枠組みに対応するための技術的・組織的能力の強化を目的とする、UNFCCC 国家報告書作成のための能力強化プロジェクトの実施について、我が国に協力を要請した。

本調査では、マレーシア国政府からの協力要請の背景・内容、同国の関係諸機関の能力・役割分担を確認のうえ、同国における課題を特定し、プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析行う。これを基に、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトにかかわる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理、分析する。また、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行うとともに協力計画作成(PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案含む)に協力する。さらに、本業務従事者は、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめに協力する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(１)国内準備期間(2022 年 8 月上旬～2022 年 8 月中旬)

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握する。
② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。
③ 評価分析に係る詳細計画策定調査対処方針案を検討し、必要に応じ、マレーシア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成しJICAに提出する。また、現地で入手すべき資料を整理する。質問票は、JICAを通じて先方関係機関へ配布することを想定している。
④ 評価6基準の観点を踏まえ、プロジェクトのPDM案、PO案および事業事前評価表（案）の検討する。
⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2022年8月下旬～2022年9月上旬）
① JICAマレーシア事務所等との打合せに参加する。
② マレーシア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。
④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（PDM案、PO案、プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。
⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M ： Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
⑥実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
⑦担当分野に係る調査結果をJICAマレーシア事務所等に報告する。
⑧評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
⑨ 調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを PDM に反映させる。具体的な PDM 反映に際してのステップは以下のとおり。

PDM への反映に際してのステップ

ア） プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消する

ための活動を特定・設定する。

イ） ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

ウ） ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

（３）帰国後整理期間（2022 年 9 月上旬～2022 年 9 月中旬）

①帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

②プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書

2022 年 9 月 12 日(月)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

② 事業事前評価表（案）（和文）

③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 8 月 21 日～9 月 3 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

新型コロナウイルス感染対策に関し、マレーシア入国時には、ワクチンを 3 回接種済みの場合、隔離不要です（2022 年 6 月 1 日時点）。

本件では、現地業務期間中に隔離期間を含めず上記日程で実施することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 透明性／GHG インベントリ（JICA が別途契約するコンサルタント）

エ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA マレーシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）。

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部環境管理グループ第一チーム（gegem@jica.go.jp）から共有しますので、ご連絡ください。

・要請書

② 契約に関する以下の資料をJICA調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）　その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マレーシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対

応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上